資料編

資料編 資料-1 関連計画

| 【計画1】 | 郡山市まちづくり基本指針"あすまちこおりやま"後期見直し |
|----------|---------------------------------------|
| 策定(改定)年月 | 平成30 (2018) 年2月策定 [令和4 (2022) 年3月見直し] |
| 策定根拠 | 市独自による |
| 目 的 | 本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位指針とする |
| 計画期間 | 目標年度:令和7 (2025) 年 第一階層(公民共通の中長期指針) |
| | ≪郡山市の目指す未来(将来都市構想)≫ |
| | みんなの想いや願いを結び、未来(あす)へとつながるまち 郡山 |
| | 《 <u>基本方針</u> 》 |
| | ⇒DX推進型「新型コロナウイルス感染症対応」課題解決先進都市の創生 |
| | 《 <u>分野別基本方針</u> 》 |
| | 【大綱Ⅰ】「産業・仕事の未来」 |
| | Ⅰ-1 みんなが誇れる「郡山といえばこれ!」という産業があるまち |
| | Ⅰ-2楽しくてやりがいのある満足できる仕事のあるまち |
| | I-3農林業が盛んで、市民の身近な産業となるまち |
| | 【大綱Ⅱ】「交流・観光の未来」 |
| | Ⅱ-1 人が交流し、明るい声が聞こえるまち |
| | Ⅱ-2 国内外に発信できる、自慢の地域資源があるまち |
| | Ⅱ-3 たくさんの人が「また来たい」「住んでみたい」と思えるまち |
| | 【大綱Ⅲ】「学び育む子どもたちの未来」 |
| 内 容 | Ⅲ-1 人と人とがつながり、みんなで子どもたちを育むまち |
| | Ⅲ-2 笑顔があふれ、未来への夢を育むまち |
| | Ⅲ-3一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち |
| | Ⅲ-4子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍できるまち |
| | 【大綱IV】「誰もが地域で輝く未来」 |
| | IV-1 市民生活に活気があり、地域で楽しく元気に暮らせるまち |
| | IV-2 好きなこと、得意なことを地域で学び生かせるまち |
| | IV-3 市民が互いに支えあい、一人ぼっちにならないまち |
| | Ⅳ-4 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち |
| | IV-5 女性が元気で活躍できるまち |
| | 【大綱V】「暮らしやすいまちの未来」 |
| | V-1 環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち |
| | V-2 誰もが安心して快適に暮らせるまち |
| | V-3 すべての人が安心して円滑に移動できるまち |
| | V-4豊かなまちなみがあり、誇りと魅力あふれるまち |

| I To Y | 郡山市総合戦略【2020 改訂版】 |
|-----------|---|
| 【計画2】 | ~気候変動対応型課題解決先進都市の創生~ |
| 策定(改定)年月 | 平成 28 (2016) 年 2 月策定 [令和 2 (2020) 年 3 月改訂] |
| 策定根拠 | まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく |
| | 「持続可能な郡山の創生」を加速させ、「自律的好循環」を生み出すこと |
| 目 的 | を目指し、更なる地方創生を推進する |
| 計画期間 | 令和2 (2020) 年度から令和6 (2024) 年度まで |
| | ≪ <u>基本目標と政策パッケージ</u> ≫ |
| | 【目標1】 <u>DXに対応した生産性の向上と魅力ある雇用環境の創出</u> |
| | 政策 1-1:「知の結節点」としての優位性を生かした積極的な企業誘致と新た |
| | な市場開拓 |
| | 政策 1-2: 多様な学術研究機関と地元企業が連携した地方発イノベーション |
| | 政策 1-3:農林業の I C T 化と構造改革による成長産業化 |
| | 政策 1-4:誰もが安心して働くことができる魅力的な就業環境と担い手の確保 |
| | 【目標2】 <u>地域の魅力発信と「関係人口」の創出</u> |
| | 政策 2-1:地域資源ブランド化による海外も含めた観光誘客と情報発信 |
| | 政策 2-2:地域の特色ある歴史、音楽などの文化振興とスポーツ環境の充実 |
| | 政策 2-3:地方への人の流れをつくり、地方を訪れ住み続けるための移住・定 |
| | 住環境の整備と「関係人口」の創出 |
| | 【目標3】切れ目無い子育て支援と女性・子育て世代の活躍推進 |
| 内 容 | 政策 3-1:結婚〜妊娠〜出産〜子育ての切れ目ない支援 |
| 1,1 41 | 政策 3-2:子どもたちが健やかに成長できる地域づくり |
| | 政策 3-3:全てのひとが働きやすくなる働き方改革の実現 |
| | 【目標4】住民・企業等が集う気候変動対応型まちづくりの推進 |
| | 政策 4-1: 災害、事故・犯罪のない安全・安心なまちづくり |
| | 政策 4-2:新たな技術を活用した持続可能な公共・社会基盤の構築 |
| | 政策 4-3:地域連携により暮らし続けられる都市圏の形成 |
| | 【目標 5 】 <u>あらゆる世代が居場所と役割を持ち生きいきと暮らせるまちづくり</u> |
| | 政策 5-1:高齢者が健康で活躍し続けられるまちづくり |
| | 政策 5-2:住民や多様な主体が支え合える優しい地域づくり |
| | 政策 5-3: あらゆる住民・世帯が安心して健康に暮らせる社会の構築 |
| | 【目標6】 教育の質の向上と誰もが楽しく学べる環境づくり |
| | 政策 6-1: A I 等も活用した先進的な教育による質の向上 |
| | 政策 6-2:世界的視野で活躍できるグローバルな人材の育成 |
| | 政策 6-3:誰もが学ぶことができる学習機会の確保・充実 |

| 【計画3】 | こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン ~持続可能な圏域の創生~ |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 平成31 (2019) 年3月策定 [令和4 (2022) 年3月改訂] |
| 策定根拠 | 地方自治法第 252 条の 2 に基づく |
| | 17 市町村が連携し、一定の圏域人口を有しつつ活力ある社会経済を維持 |
| 目 的 | するため、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化など、具体 |
| | 的に推進していく取組の内容を示す |
| 計画期間 | 令和元 (2019) 年度~令和 5 (2023) 年度 |
| | 《こおりやま広域圏の構成市町村》 ●こおりやま広域圏 |
| | 構成市町村は、郡山市、 |
| | 須賀川市、二本松市、田村 |
| | 市、本宮市、大玉村、鏡石 |
| | 町、天栄村、磐梯町、猪苗 |
| | 代町、石川町、玉川村、平 |
| | 田村、浅川町、古殿町、三 |
| | 春町、小野町の17市町村 |
| | |
| | |
| | ≪こおりやま広域圏の将来像≫ |
| | 「広め合う、高め合う、助け合う」こおりやま広域圏 |
| | <u>〜持続可能な圏域の創生〜</u> |
| 内 容 | « E William (A Wilk) » |
| | 《具体的取組(全体像)》 |
| | ○経済成長のけん引 |
| | ⇒世界を視野に入れた圏域内外との「ボーダーレス」な産業振興を展開 (主な連携事業)・創業支援事業 ・産業イノベーション事業 |
| | (主な連携事業)・創業文徒事業 ・産業イノページョン事業 ・ 6 次産業化プロジェクト ・インバウンド推進事業 |
| | ○高次の都市機能の集積・強化 |
| | →多様性を受容する「コンパクト化・ネットワーク化」を推進 |
| | (主な連携事業)・広域的な医療体制の構築 ・広域的な交通網の形成促進 |
| | ・福島空港利用促進による地域活性化 |
| | ○生活関連機能サービスの向上 |
| | ⇒「学び、働き、暮らし続けることができる」圏域づくり |
| | (主な連携事業)・災害対策 ・長寿社会対策推進事業 ・環境対策 |
| | ・図書館、文化スポーツ施設等の広域利用・移住・定住促進 |
| | |

| 【計画4】 | 郡山市観光戦略ビジョン |
|-----------|--|
| 策定(改定)年月 | 平成 31 (2019) 年 3 月策定 |
| 策定根拠 | 市独自による |
| 目 的 | 本市観光産業の更なる発展に向けた総合的な観光戦略の方向性を示す |
| 計画期間 | 平成 31 (2019) 年度~令和 7 (2025) 年度 |
| | ≪ <u>本市観光の目指すもの(ビジョン)</u> ≫ |
| | 【目標 I 】 <u>観光基盤整備</u> |
| | ⇒すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できる安全で安心な観光基盤の整備 |
| | I-1 地域の稼ぐ力を引き出すDMOの形成、推進 |
| | I-2 生活・観光共生型の観光インフラ整備の充実 |
| | Ⅰ-3 ボーダーレスな観光案内機能の充実 |
| | Ⅰ-4 魅力ある地域づくりのためのおもてなし人材育成 |
| | I-5 多文化共生を意識したインバウンド受入体制の充実 |
| | 【目標Ⅱ】観光資源開発 |
| | ⇒ <u>インパウンド視点により地域資源の魅力を発掘し最大限に磨き上げた観光コンテンツの充実</u> |
| | Ⅱ-1 新たな視点による既存資源の観光利用への推進 |
| | Ⅱ-2 インバウンド視点での地域の魅力を活かした観光資源の開発 |
| | Ⅱ-3 市民と来訪者が共生できる魅力あふれるイベント等の開催 |
| | Ⅱ-4 地域間ボーダーレスの観光コースの造成 |
| 内 容 | Ⅱ-5 アプリケーションなど観光ツールの開発 |
| 1, 70 | 【目標Ⅲ】 <u>観光誘客・MICE誘致</u> |
| | ⇒ <u>多様な魅力を分かりやすく伝えるため ICT を活用したあらゆる手段による情報発信と</u> |
| | <u>誘客促進</u> |
| | Ⅲ-1 デジタルネイティブの活躍によるICTを活用した国内外への情報発信 |
| | Ⅲ-2 マーケティングに基づく観光誘客の推進 |
| | Ⅲ-3 セーフコミュニティ活動による安全・安心な取り組みを活かしたMIC |
| | E誘致の促進 |
| | Ⅲ-4 スポーツコンベンションの誘致 |
| | 【目標IV】 <u>物産観光</u> |
| | ⇒世代を超えた農商工融合による、郡山を味わい、楽しむことができる優れた物産品等 |
| | の開発や販売の促進 |
| | Ⅳ-1 人口減少、温暖化等社会課題に対応した物産振興 |
| | Ⅳ-2 食の差別化と高付加価値化の推進 |
| | IV-3 国際化を意識した郡山グルメの開発推進 |
| | |

| 【計画5】 | 郡山市都市計画マスタープラン |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 平成 27 (2015) 年 6 月改訂 [令和 5 (2023) 年 3 月改訂] (予定) |
| 策定根拠 | 都市計画法第 18 条の 2 に基づく |
| 目 的 | 計画的な都市づくりを進めるための指針であり、わかりやすく都市の全 |
| H HY | 体像や土地利用、都市施設等の整備方針などを示す |
| 計画期間 | 目標年次 令和 12 (2030) 年度 |
| | ≪ <u>基本理念と目標</u> ≫ |
| | 拠点となる郡山駅周辺地区を再生するとともに、ネットワークする拠点地区に |
| | おける多様な豊かさをもった暮らしの姿を示していくこと、さらに、都市の魅力 |
| | 溢れる交流の促進と働く場となる産業を振興していくことが重要であり、「市民 |
| | が輝くまち」の実現に向け、基本理念及び目標を定める。 |
| | 基本理念 |
| | 市民が輝くまち 郡山 |
| | 『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』 |
| | |
| | 基本目標 目標1 目標2 目標3 目標4 |
| | 安全・安心な 交流の促進と 地域特性を生かした 環境負荷を抑える |
| | まちづくり 産業の振興 暮らしの実現 低炭素まちづくり |
| | |
| . (| 《将来都市構造》 |
| 内 容 | 郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造 |
| | 豊かな自然環境・田園環境の維持・保全を図りながら、福島県の広域的な拠点 |
| | として生産性の高い産業活動や地域特性に応じた質の高い生活の展開を目指し、 |
| | 無秩序な都市機能の拡大・拡散を防止するため、コンパクトで周辺環境と調和した状態の拡大・拡散を防止するため、コンパクトで周辺環境と調和した状態の影響を |
| | た都市の形成を目指す。 ●将来都市構造の概念図 |
| | |
| | 地域生活圏自然空間 |
| | 地区拠点 田園 |
| | 市街地 |
| | 都心 |
| | and the state of t |
| | |
| | |
| | |

≪都市づくりの基本方針≫

【方針1】安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

- ・安全・安心なまちづくり(セーフコミュニティへの取り組み)
- ・生活支援機能の適正配置と地域包括ケア等サービスの連携
- ・世代ニーズに対応した住環境の形成
- ・地域生活を支えるネットワークの強化
- ・気候情報等を活用した浸水被害の軽減・震災対策の強化
- ・効果的な除染等の実施

【方針2】 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成

- ・郡山市の魅力を発信する「歴史と緑の生活文化軸」の形成
- ・ 高次都市機能と居住機能の集積・誘導
- ・歩行者主体のまちづくりによる賑わい形成
- ・郡山駅東西の均衡ある発展と交通結節機能の強化

内 容

【方針3】交通体系・立地を生かした広域交流機能の強化

- ・交通利便性を生かした商業・業務・物流等の拠点整備と観光・交流・産業等の機能強化
- 医療関連等の新規産業拠点の機能強化
- ・震災復興を促進する広域交流促進道路の整備
- ・高速交通・情報発信のハブ都市としての機能強化

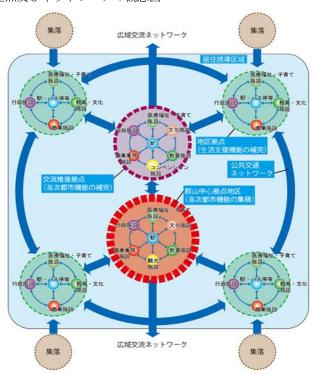
【方針4】市街地と森林・田園との環境共生

- ・秩序ある土地利用の推進
- ・歴史・文化を生かしたアメニティ拠点の機能強化
- ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用

| 【計画6】 | 郡山市立地適正化計画 |
|----------|---|
| 策定(改定)年月 | 平成 31 (2019) 年 3 月策定 [令和 3 (2021) 年 3 月改定] |
| 策定根拠 | 都市再生特別措置法第81条に基づく |
| 目 的 | 安定的な都市経営が可能となるような持続可能なまちづくりを推進する とともに、「郡山型コンパクト&ネットワーク都市構造」を具現化する |
| | 目標年次 令和 12 (2030) 年 |
| | ≪基本方針≫ |
| | ーーー すべての市民が安心して暮らせる拠点と公共交通ネットワークの形成 |
| | 地域特性を生かした多様な暮らし方が持続するよう、個性あるまちづくりの推 |
| | 進、さらに利便性の高い公共交通ネットワークの強化を図る。 |
| | 現在の土地利用の状況やこれまで整備してきた都市基盤等、既存ストックの有 |
| | 効活用を基本に、公共交通ネットワークを意識しつつ、市民の多様なライフスタ |
| | イルに応じた暮らし方が選択できる環境を提供しながら、長期的な視点で地域に |
| | 合った居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の集積を図る。 |
| | |
| | ≪具体的な方向性≫ |
| | 1 公共交通を軸とした多極ネットワーク型コンパクトシティの形成推進 |
| | ⇒ 持続可能な都市づくりの実現に向け、 地域の個性を生かした拠点の形成 |
| | と各拠点間における公共交通の連携による多極ネットワーク型コンパク |
| | トシティの形成を推進する。 |
| 内 容 | |
| | <u>2 地域特性に応じた都市機能施設の集積誘導</u> |
| | ⇒ 各地区の歴史的背景や特性を考慮しながら、個性や魅力のある都市機能 |
| | の集積・充実を図る。 |
| | |
| | 3 公共交通の利便性を強化 |
| | ⇒ 誰もが居住地から様々な生活サービス施設にアクセスできるなど、 |
| | に移動することができるよう利便性の高い公共交通ネットワークの強化 |
| | を進める。 |
| | 4 |
| | 4 快適で健康的な都市空間の充実 |
| | ⇒ 徒歩や自転車、公共交通等を利用し気軽に外出することができ、バリア フリーで回遊しやよい歩行環境を確保するなど、健康増進につかがる初末 |
| | フリーで回遊しやすい歩行環境を確保するなど、健康増進につながる都市 空間の充実を図る。 |
| | <u> 프레오기자</u> 현의성 |

5 回遊性を高める賑わい空間の創出

- ⇒ 適切な都市サービス水準を維持しながら、都市経営コストの縮減が可能 となるよう既存ストックを有効活用するとともに、公共施設の複合化・集 約化、多機能化等、計画的な取り組みを進める。
 - ●拠点及びネットワークの概念図



内 容

≪水災害に関する防災対策(防災指針)≫

本市の「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」は、河川整備において基本 となる降雨規模を想定した区域設定を行っていたが、令和元(2019)年 10 月発 生の東日本台風により、一部エリアが浸水するなどの被害を受けた。

令和2 (2020) 年の都市再生特別措置法の改正により、「防災指針」の記載が位置付けられ、本市の誘導区域に関する防災対策・安全確保策等の検討を行った。

(基本理念)

都市と自然の共存 治水と防災の連携 ~みんなでつくる安心なまち~

流域治水の考え方のもと、ハード事業「治水」とソフト事業「防災」を連携させながら、行政だけでなく市民や事業者とも協力して、浸水被害の軽減を図り、水災害に強いまちづくりを目指す。

| 【計画7】 | 第2回郡山都市圏総合都市交通計画 |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 平成 22 (2010) 年 1 月 |
| 策定根拠 | 国、県、10 市町村、関係団体等で構成する協議会にて策定 |
| 目 的 | 新たな時代に対応した郡山都市圏における総合的な交通体系、分野別の |
| 目的 | マスタープランを示すとともに具体的な取り組み等を取りまとめる |
| 計画期間 | 目指すべき姿を令和 12 (2030) 年に設定 |
| | ≪郡山都市圏の対象市町村≫ |
| | 郡山市を中心とする都市の結 ●郡山都市圏 |
| | びつきが強い(策定当時に郡山 株面代町 大五村 (株正町 |
| | 市及び須賀川市への通勤・通学 |
| | の依存率が 10%以上の市町村) 『脚市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神市 『神 |
| | 4 市 3 町 3 村で構成。 |
| | ≪都市交通の目標≫【目標1】常に円滑に安心して移動できるまち⇒ 自動車から他の交通手段への転換を促すとともに、道路については既存 道路も活用し、効率的な整備を行う。 |
| 内 容 | 【目標2】環境にやさしく誰もが移動しやすいまち ⇒ 環境への負荷が小さい公共交通を維持、強化し、拠点までアクセスしやすい交通体系を構築する。 |
| | 【目標3】日常生活で移動が少なく暮らせるまち ⇒ 都市と田園部の共生や、機能分担を図った拠点づくりに向けた土地利用 施策に併せ、遠出しなくても暮らせるまちを目指す。 |
| | 【目標4】 <u>まちなかに賑わいのあるまち</u> ⇒ 移動のしやすさを高める自転車歩行者のネットワークの改善を図る。 |
| | 【目標 5 】 圏域内外と広域に交流しやすいまち ⇒ 広域交通基盤の有効利用に向け、広域交通体系の構築と各交通機関の利用促進・連携を図る。 |

≪公共交通マスタープラン≫

- ⇒・鉄道新駅の設置について、駅へのアクセス性向上策及び駅周辺のまちづく り施策等を含め、検討を進める。
 - ・拠点間を連絡する鉄道の維持・強化とともに、鉄道の無い拠点間等の連絡 は、幹線バスにより維持・強化を図る。
 - ・公共交通の空白地帯では、地域住民や交通事業者の連携による乗り合い交 通システムの拡充を図る。

≪自転車歩行者マスタープラン≫

- ⇒・公共施設や学校、商業施設と、鉄道駅などの交通結節点を連絡する、軸と なる自転車歩行者ネットワークの強化を図る。
 - ・駅近傍や交通結節点の近傍では、歩いて暮らせるまちなかづくりを推進し 自転車や歩行者空間の強化を図る。

内 容

≪道路マスタープラン≫

- ⇒・現在の道路網を活用しながら、都市圏内外などを連絡する広域交流促進道路、都市圏内の骨格を形成する骨格幹線道路、骨格幹線を補完する幹線道路としてマスタープランに位置づけ、効果的で効率的な道路整備を推進する。
 - ・高速道路を有効活用するため、追加インターチェンジの検討・整備を行う。

≪実現に向けた具体的な取り組み≫

- (1) 車に過度に依存しない社会づくり
- (2)公共交通利用促進プロジェクト
- (3) まちなか快適交通環境づくり
- (4) 交通弱者支援プロジェクト
- (5) 広域移動円滑化プロジェクト
- (6)都市交通の目標を達成する戦略的道路整備

| 【計画8】 | 郡山市第四次環境基本計画 |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 令和4 (2022) 年 3 月策定 |
| 策定根拠 | 郡山市環境基本条例に基づく |
| 目 的 | 環境分野に係る総合的かつ長期的な目標及び施策の方向など、環境行政 |
| | の最も基本となる計画として策定する |
| 計画期間 | 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度 |
| | 《 <u>環境の範囲</u> ≫ |
| | ・地球環境: 地球温暖化対策、気候変動適応など |
| | ・資源循環: 資源の循環的利用、廃棄物の適正処理など |
| | ・自然環境: 生物多様性、森林、農地、緑地、公園、水辺など |
| | ・生活環境: 大気環境、水環境、土壌環境、有害化学物質など |
| | ・環境保全活動: 環境教育、環境学習、市民・事業者等との協働など |
| | |
| | ≪将来の環境都市像≫ |
| | 環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち |
| | 当計画では、特に「地球温暖化対策の推進」及び「資源の循環的利用」の2項 |
| | 目を重点項目に設定し、施策の取り組みを推進する。 |
| | ≪都市像の実現に向けた取り組み≫ |
| | 【柱1】気候変動に対応するレジリエントなまちづくり(脱炭素社会の実現) |
| 内 容 | 1-1 地球温暖化対策の推進 |
| 1 | 1-2 気候変動適応策の推進 |
| | 【柱2】資源が循環する持続可能なまちづくり(循環型社会の構築) |
| | |
| | 2-2 廃棄物の適正処理 |
| | 【柱3】 <u>多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり</u> (自然環境の保全と共生) |
| | 3-1 生物多様性の保全 |
| | 3-2 自然環境の保全と活用 |
| | 【柱4】 <u>きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくり</u> (生活環境 |
| | の保全と改善) |
| | 4-1 大気環境等の保全と改善 |
| | 4-2 水環境等の保全と改善 |
| | 【柱 5 】 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり (環境意識の啓発) |
| | 5-1 環境教育・環境学習の推進 |
| | 5-2 環境保全活動への支援 |

| 【計画9】 | 郡山市気候変動対策総合戦略 |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 令和3 (2021) 年3月策定 |
| 策定根拠 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条及び気候変動適応法第 12 条 |
| | に基づく |
| - ·· | 本市の宣言である「2050年二酸化炭素排出量ゼロ」の達成に向けた気候 |
| 目 的 | 変動対策及びエネルギー施策を一元的かつ効果的に推進する |
| 計画期間 | [中期]令和 12 (2030) 年度 [長期]令和 32 (2050) 年度 |
| | ≪本市の目指す将来像及び実現に向けた施策体系≫ |
| | 将来像を「Carbon Neutral City Koriyama」とし、実現に向け、7つの施策体 |
| | 系を掲げる。これらは5つの柱となる施策体系と横断的に関連する2つの施策体 |
| | 系で構成する。 |
| | Carbon Neutral City ゆるぎない |
| | の牽引 Koriyama 強靭な都市 |
| | 郡山市そして 脱炭素社会の実現と |
| | |
| | イノベーションの牽引と地域経済活性化のまち |
| | して暮らせるまち して暮らせるまち して暮らせるまち 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に 地域環境の整備・発展に |
| | は い に い は の まち に が で 快適なまち で 快適なまち で や適なまち で や適なまち で や適なまち |
| | り い しと |
| | して暮らせるまち して暮らせるまち して暮らせるまち で映画に取り組むまち で快適なまち を悪に取り組むまち で快適なまち を選に取り組むまち で快適なまち |
| 4. 4. | 多様な主体の連携による脱炭素社会構築の気運が高いまち |
| 内 容 | part of the latest and the latest and the property in the latest and the latest a |
| | ≪温室効果ガス排出削減目標≫ |
| | 郡山市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定する。 |
| | |
| | (千 t-CO₂) |
| | |
| | |
| | |
| | 3,521 |
| | 3,314 |
| | |
| | |
| | 2013 年度 2030 年度 2050 年度 |
| | (基準年度) 中期目標年度 長期目標年度 |
| | |

| 【計画 10】 | 第11次郡山市交通安全計画 |
|----------|--------------------------------------|
| 策定(改定)年月 | 令和4 (2022) 年2月 |
| 策定根拠 | 交通安全対策基本法第 26 条に基づく |
| 目 的 | 目標である交通事故ゼロを目指し、全市を挙げて交通事故防止を図る |
| 計画期間 | 令和3 (2021) 年度~令和7 (2025) 年度 |
| | ≪ <u>計画の特徴</u> ≫ |
| | 交通安全対策の共有の指針として、市民はもとより、関係機関・団体、 |
| | 国、県、市などが連携して今後5年間に取り組むべき施策をまとめる。 |
| | |
| | ≪ <u>5項目の基本理念</u> ≫ |
| | 1 交通事故のない社会を目指して |
| | ・誰一人取り残さないSDGsの目標達成 |
| | ・DX化による新しいモビリティ社会の推進 |
| | ・気候変動対応型の持続可能な社会の構築 |
| | 2 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築 |
| | ・2025年問題、2040年問題を踏まえ、高齢になっても安全に安心して移 |
| | 動できる社会の構築 |
| | 3 市民参加の推進 |
| | ・自助・共助・公助を基本とした公民連携による交通安全活動の推進 |
| 内 容 | 4 関係機関・団体相互の連携協力の推進 |
| | ・こおりやま広域圏を含め様々な活動主体との連携・協力、セーフコミュ |
| | ニティ活動の推進 |
| | 5 効果的・効率的な対策の推進 |
| | ・情報を適切にわかりやすく提供 |
| | ・コロナ禍における交通事故発生状況や事故防止対策への影響を注視 |
| | |
| | ≪計画における各種施策≫ |
| | (施策 1) 道路交通環境の整備 |
| | (施策 2) 交通安全思想の普及徹底 |
| | (施策3) 安全運転の確保 |
| | (施策4) 道路交通秩序の維持 |
| | (施策 5) 救助・救急活動の充実 |
| | (施策6) 被害者支援の充実と推進 |
| | |

| 【計画 11】 | 第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針 |
|-------------|---|
| 策定(改定)年月 | 平成30 (2018) 年3月策定 [令和4 (2022) 年3月一部見直し] |
| 策定根拠 | 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に |
| | 関する法律」に基づく |
| - <i>''</i> | 誰もが家庭、学校、職場、地域などあらゆる場所で持てる力を発揮でき、 |
| 目的 | 存分に活動できる「市民総活躍こおりやま」を目指す |
| 計画期間 | 平成 30 (2018) 年度~令和 7 (2025) 年度 |
| | ≪基本的な考え方≫ |
| | |
| | ぞれの立場と役割を認識したうえで協働により推進 |
| | |
| | ≪ <u>あるべき将来像</u> ≫ |
| | 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまち |
| | 障がいの有無や年齢、言語、性別等の違いにかかわらず、誰もが「住んでいて |
| | よかったと思えるまち」、「安心して暮らせるまち」、「思いやりがあり、誰にでも |
| | 優しいまち」、「どこにでも自由に行けるまち」を目指す。 |
| | |
| | ≪基本方針≫ |
| | 【方針1】(ハート)ユニバーサルデザインを実践できるひとづくり |
| | 【方針2】(ハード)安全・安心なユニバーサルデザインの施設整備 |
| H | 【方針3】(ソフト)人にやさしいユニバーサルデザインの情報・サービス |
| 内 容 | " H Like Man |
| | <u>《基本施策</u> 》 |
| | (1)思いやりの心があふれるひとづくり (2)多様性を認め、いのちと人権を尊重するひとづくり |
| | (3)誰もが利用しやすく安全・安心な交通・移動環境 |
| | (4)誰もが利用しやすく安全・安心な施設 |
| | (5) I C T を含めた多様な媒体を活用した誰にでも分かりやすい情報伝達 |
| | (6)利用者の立場に立ったサービスとおもてなし |
| | (7)市民協働によるユニバーサルデザインの推進 |
| | (8) 災害時のユニバーサルデザインの推進 |
| | |
| | ≪指針のポイント≫ |
| | |
| | コミュニティ活動の推進」、「ICT(情報通信技術)の活用によるDXの推進」、 |
| | 「グローバル化への対応」をポイントに置き、取り組みを進める。 |

| 【計画 12】 | 第八次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画(地域包括ケア計画) |
|-----------------|-------------------------------------|
| 策定(改定)年月 | 令和3 (2021) 年3月 |
| 策定根拠 | 老人福祉法第 20 条の 8 、介護保険法第 117 条に基づく |
| _ ,, | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きいきと自立した生活を送るこ |
| 目 的 | とができるよう、長期的視点に立った施策推進を図る |
| 計画期間 | 令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度 |
| | 《 <u>基本理念</u> 》 |
| | 高齢者が安心して暮らせる笑顔があふれる地域共生のまち |
| | ~2025・2040 年を見据えた高齢者施策の推進~ |
| | 《 <u>基本目標</u> 》 |
| | ◎高齢者が元気に暮らせる多様な地域づくり |
| | ◎高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり |
| | ◎高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり |
| | 《 <u>基本方針</u> 》 |
| | ○健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実 |
| | ○自立支援、介護予防・重度化防止の推進 |
| | ○介護保険サービスの充実・強化 |
| | ≪ <u>施策の方向</u> ≫ |
| | ・健康づくりの推進 |
| 内 容 | ⇒健康寿命延伸に向けた取組、生活習慣病予防の推進など |
| r; T | ・生きがい対策の充実 |
| | ⇒社会参加の促進、生涯学習時の支援、高齢者の就労対策 |
| | ・生活環境の充実 |
| | ⇒安全・安心な環境づくりの推進、高齢者の住まいの安定的な確保など |
| | ・相談・支援体制の充実 |
| | ⇒相談支援・情報提供の充実、日常生活を支援する体制整備の推進など |
| | ・介護予防・生活支援の推進 |
| | ⇒介護予防の推進、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援の推進 |
| | ・認知症施策の推進 |
| | ⇒認知症高齢者等支援の推進、認知症の理解促進など |
| | ・在宅医療・介護連携の推進 |
| | ⇒在宅医療・介護連携の推進 |
| | ・介護保険サービスの提供体制の充実 |
| | ⇒介護サービス量の推移、介護保険サービス量の見込みなど |

| 【計画 13】 | 第5期郡山市障がい者福祉プラン |
|----------|--|
| 策定(改定)年月 | 令和3 (2021) 年3月 |
| 策定根拠 | 障害者基本法第 11 条、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の |
| | 20 に基づく |
| 目 的 | 障がい者やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応し |
| | た総合的な障がい者福祉施設の展開を図る |
| 計画期間 | 令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度 |
| | 《 <u>基本理念</u> 》 |
| 内容 | 障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で |
| | 安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現 |
| | ≪ <u>基本目標</u> ≫ |
| | 1 障がい者の自立と社会参加を支えるための生活支援の充実を図り、共に支え |
| | 合えるまちづくりを推進します |
| | 2子どもの健やかな発達の支援とインクルーシブ教育システムの充実を推進 |
| | します |
| | 3「障害者基本法」に基づき、ソフト・ハードの両面にわたり社会全体におけ |
| | るバリアフリーに取り組み、ノーマライゼーション社会を推進します |
| | 4セーフコミュニティの理念を踏まえ誰もが地域の中で安心して生活できる |
| | まちづくりを推進します |
| | 《 <u>各 論</u> 》 |
| | 1) 生活支援 |
| | ⇒地域で生活しやすいまちづくり |
| | 2) 雇用・就業 |
| | ⇒経済的な自立に向けた就労支援の充実 |
| | 3) スポーツ・文化・国際交流 |
| | ⇒社会参加の促進 |
| | 4) 保健・医療 |
| | ⇒予防と健康 |
| | 5) 療育・教育・育成 |
| | ⇒ライフステージに応じた支援体制の充実 |
| | 6) 啓発・広報 |
| | ⇒こころのバリアフリーと I CT等の活用 |
| | 7) 生活環境 |
| | ⇒セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進 |

資料-2 こおりやまユニバーサルデザイン推進協議会の提言(抜粋)

こおりやまユニバーサルデザイン推進協議会では、郡山市を誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちとして更に成長させるために必要な取り組みについて、委員それぞれの知識と経験をもとに、様々な意見を出し合い、協議を重ねてまいりました。その結果をここにまとめ、誰もがユニバーサルデザインの心のもとに、互いに手を取り合い助け合って暮らしていく郡山を実現するための一助となることを願い、提言します。【平成 27 (2015)年10月16日】

提言① 誰にでも利用しやすい交通・移動について

- ●誰もが歩道をスムーズに、安心して通れるように、エレベーターの設置、歩道の段差解消や除雪を徹底する。
- ●現在稼働している防災システムを平常時においても有効活用し、道路における積雪や 渋滞、事故等に関する情報を、メールやライブカメラにより配信する。

(参考意見)

- ◇通行量の多い横断歩道内に、エスコートゾーン(※1)を設置する。
- ◇誰もが乗り降りしやすいノンステップバス等の低床型バスの普及に努める。
- ◇バス停に、バスが現在どのあたりにいるか、あとどのくらいで到着するか等の運行状況が分かる電光 掲示板を設置し、利用者に運行情報を提供する。
- ◇誰もが利用しやすく、どこからでも自由に乗り降りできる、市内の観光スポットを巡る循環バスを整備する。
- ◇バス停にある時刻表及びバスの車体上部の行き先表示を同じ色に色分けすることで、ひと目で自分が乗りたいバスが分かるように工夫する。なお、色分けをする際には、カラーユニバーサルデザインにも配慮する。
- ◇鉄道とバスで共通して利用できるICカード乗車券を導入する。
- ◇鉄道事業者においては、すでに車イス利用者でも安全かつ快適な乗降ができるような配慮がなされているが、乗降するための待ち時間を可能な限り少なくし、よりスムーズな利用ができるようにする。 また、シートを取り外して車イス用のスペースが用意できる等、車イス利用者に配慮された新幹線の 導入を一層推進する。
- ◇航空運送事業者においては、すでに車イス利用者でも安全かつ快適な乗降ができるような配慮がなされているが、乗降にかかる手続きを可能な限り少なくし、ほかの利用者と同様によりスムーズな利用ができるようにする。
- ◇緊急車両については、聴覚障がい者はサイレンの音が分からず、また赤色灯の点灯だけでは通常の巡回時との判別が難しいため、車上に電光掲示板を設置する等の工夫をし、視覚的に注意喚起ができるよう努める。

提言② 誰にでも利用しやすい施設について

- ●長い距離を歩いて移動することが困難な人の利便性向上のため、施設の近くに駐車場を多く設置する。 また、誰もが施設内へ不自由なく出入りでき、ステージにも容易に登壇できる等のバリアフリー化を 進める。
- ●人が多く集まる施設においては、ピクトグラム (※2)、多言語表示及び案内・誘導の目印となる色を含め、統一した案内板を設置する。
- ●郡山駅を含め、施設内にくつろげるベンチや、駅の周辺に休憩できる公園を増やす。また、多目的トイレの数を充実させ、個々のトイレ内の非常用ボタン等の配置を統一するほか、多目的トイレ内にはユニバーサルシート(※3)を設置する。
- ●施設を建設・改修する際には、バリアフリー法をはじめとする法令等の基準を遵守するだけでなく、 設計段階から誰もが自由に意見を伝えられる機会を設け、高齢者や障がい者をはじめ、様々な人の意 見を取り入れるよう努める。また建設途中の段階で、実際に意見を伝えた人が施設のユニバーサルデ ザインを確認する機会を設ける。
 - ※1 エスコートゾーン: 横断歩道中央部に設置される「視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)」と似た形状の突起体の列。視覚障がい者が横断歩道を渡る際に方向を 知る手がかりとなる。
 - ※2 ピクトグラム: 簡単で分かりやすく表現された絵文字や図記号。様々な情報や注意を、言語によらず、視覚的に伝えることができる。
 - ※3 ユニバーサルシート: 折りたたみ式の介護用ベッド。高齢者や障がい者等の排せつの介助、オムツ交換、着替え等に活用される。